不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　吉永　英明
　住所　群馬県邑楽郡千代田町大字上五箇七一四番地
　生年月日　昭和四十八年一月十九日
二　供託所　前橋地方法務局太田支局
三　供託番号　令和八年度金第三一七号
四　供託金額　七十五万三百四十八円
五　裁判所　前橋家庭裁判所太田支部
六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件
七　事件番号　令和五年（家）第二〇〇一号
　令和八年十月十三日
　群馬県高崎市筑縄町五二―七　梅山第一ビル二〇一号　つくなわ法律事務所
　不在者財産管理人　弁護士　大野　岳

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　當麻　理子
　住所　東京都江戸川区東小岩五丁目八三一番地
　生年月日　昭和三十五年十一月二十一日
二　供託所　東京法務局
三　供託番号　令和八年度金第二五九七一号
四　供託金額　百六十四万四千九百二十九円
五　裁判所　東京家庭裁判所
六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件
七　事件番号　令和六年（家）第七三四一六号
　令和八年十月十三日
　東京都文京区本郷三丁目二四番地二号ＨＰ本郷ビル五階
　不在者財産管理人　南部　恵一

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　嶽本　勝市
　住所　滋賀県草津市笠山二丁目一番九号新洋建設社宅
　生年月日　昭和二十三年二月二十一日
二　供託所　大津地方法務局
三　供託番号　令和八年度金第六五一号
四　供託金額　一〇、〇一九、一〇五円
五　裁判所　大津家庭裁判所
六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件
七　事件番号　令和五年（家）第二一一五号
　令和八年十月十三日
　滋賀県大津市本堅田四丁目一九―三九シャトー・ル・ラック三〇四
　不在者財産管理人　弁護士　雪谷真里奈

前払式特定取引業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の三の六十二に準用する同法第二十九条第二項及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第四項の規定により次のとおり公告します。

一、当該前払式特定取引業者であった者の名称及び代表者の氏名並びに主たる営業所の所在地
①　名称　有限会社近江屋ヒリーム会
②　代表者の氏名　代表取締役　北條　栄作
③　本店の所在地　山口県山口市道場門前一丁目三番一三号

二、当該前払式特定取引業者であった者の許可の年月日及び許可の失効の年月日
　許可の年月日　昭和五十三年三月三十一日
　許可の失効年月日　令和八年七月十五日

三、当該前払式特定取引業者であった者の営業保証金の額又は前受業務保証金の額
①　営業保証金　金十五万円
②　前受業務保証金　金三百八十八万六千円

四、前号の営業保証金等につき割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十一条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を中国経済産業局長に提出して下さい。

五、前号の申出書の提出がないときは、第三号の取戻しをしようとする営業保証金等は取戻されます。

令和八年十月十三日
　山口県山口市道場門前一丁目三番一三号
　有限会社近江屋ヒリーム会
　代表取締役　北條　栄作

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第54条第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

令和８年10月13日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①有限会社アディ・トラベル　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－3991号　④有限会社アディ・トラベル　東京都杉並区高円寺南二丁目16番２号　取締役　井上淳　⑤本社営業部　東京都杉並区高円寺南二丁目16番２号井上ビル５Ｂ　⑥平成８年７月17日　⑧令和８年９月８日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都杉並区高円寺南二丁目16番２号井上ビル５Ｂ　有限会社アディ・トラベル　取締役　井上淳

Ｂ　①株式会社レック　②第３種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第３－1079号　④株式会社レック　神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町２－10－１ＭＩＮＤＡＮビル302　代表取締役　韓昌宏　⑤本社営業所　神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町２－10－１ＭＩＮＤＡＮビル302　⑥平成28年11月28日　⑧令和８年８月25日　⑩300万円　⑪神奈川県知事　⑫神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町２－10－１ＭＩＮＤＡＮビル302　株式会社レック　代表取締役　韓昌宏

Ｂ　①Two Streets Back　②第３種旅行業　③京都府知事登録旅行業第３－850号　④合同会社インターウィーブコンセプト　京都府京都市北区衣笠御所ノ内町34番地３－206号　代表社員　池田和男　⑤Two Streets Back　京都府京都市北区衣笠御所ノ内町34番地３－206号　⑥令和３年10月27日　⑧令和８年９月７日　⑩300万円　⑪京都府知事　⑫京都府京都市北区衣笠御所ノ内町34番地３－206号　合同会社インターウィーブコンセプト　代表社員　池田和男

Ｂ　①ＮＩＣ　Ｔｒｉｐ　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－3092号　④日亜国際コンサルティング株式会社　大阪市中央区安土町２－２－15ハウザー堺筋本町駅前ビル５Ｆ　代表取締役　江宁　⑤本社　大阪市中央区安土町２－２－15ハウザー堺筋本町駅前ビル５Ｆ（501号）　⑥令和３年８月26日　⑧令和８年８月25日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市中央区安土町２－２－15ハウザー堺筋本町駅前ビル５Ｆ　日亜国際コンサルティング株式会社　代表取締役　江宁